

大学等におけるキャリア教育推進に当たっての
ジョブ・カード活用・普及促進等に関する実務者会議
開催要綱

1 趣旨・目的

近年の厳しい雇用情勢や、産業構造・人材ニーズの変化等を踏まえつつ、学生の持続的な就業力の養成を図るため、大学等設置基準の改正（平成23年4月1日施行）により、各大学等において、「社会的・職業的自立を図るための指導（キャリアガイダンス）に係る適切な体制整備」が義務化され、各大学等の課題に即した多様な取組が進みつつある。

一方、こうした状況の中でも、学生に対するキャリア教育上、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等のキャリア形成支援は様々な理由により普及が進んでおらず、学生自らが個性・能力の理解を深め、将来における適切な職業選択を行う基盤形成に資するキャリア形成支援のツールとして、ジョブ・カードの積極的活用促進が期待されているところである。

さらに、ジョブ・カードは、学生の就職面接における潜在的な職業能力のPRや、独自のエントリーシートを持たず履歴書を用いて採用を行う中小企業等とのマッチングにおいても活用が期待される。

このため、私立大学におけるキャリア教育推進の実務者、本分野の有識者等のキーパーソンといえる方々や企業関係者の参集を求め、学生用ジョブ・カードを開発することとし、大学におけるキャリア教育のツールとしてのジョブ・カード様式のあり方や、その活用方法等、大学等におけるジョブ・カードを活用したキャリア形成支援の普及促進策、学生の就職活動での活用についての検討、活用実践を通じた検証を行うこととする。

2 検討事項

以下の事項について集中的に検討を行うとともに、その成果を基に、各大学で学生用ジョブ・カードの試行的な活用実践・検証を行い、広く他の大学等への普及促進を目指すこととする。

- (1) 大学等におけるキャリア教育推進に当たってのジョブ・カード様式の内容や、学生の就職活動での活用も含めた活用方策に係る検討
- (2) 各大学のキャリア教育の現場におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等のキャリア形成支援の試行的実践、これを踏まえた検証
- (3) 広く大学等におけるジョブ・カードの普及促進策の検討

3 構成員

大学のキャリア教育推進の実務家、本分野の有識者、企業関係者等

4 その他

- (1) 本実務者会議に座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (2) 本実務者会議には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (3) 本実務者会議は、原則として公開する。ただし、非公開とする特別な事由がある場合はこの限りでない。
- (4) 本実務者会議の事務は、厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室の協力を得て、厚生労働省職業能力開発局実習併用職業訓練推進室が行う。
- (5) 本実務者会議には、オブザーバーとして、内閣府、文部科学省及び経済産業省が参加する。